

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰⁰〕

非居住者である親族(国外居住親族)の扶養控除等の適用について

Q. 留学中の国外居住親族の扶養控除等の適用について教えてください。

A. 2016年1月1日以降に支払を受けるべき給与等の源泉徴収や年末調整にあたって、給与等の支払を受ける居住者の方が、「非居住者」注1である親族について、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除)の適用を受ける場合には、下記のようにその親族に係る「親族関係書類」注2及び「送金関係書類」注3を、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

また、2016年分以降の確定申告において、非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したこれらの書類については、その必要はありません。

手続	適用を受けようとする控除	必要な書類	提出(提示)する時期
給与等の源泉徴収	扶養控除、配偶者控除又は障害者控除	親族関係書類	扶養控除等申告書を提出するとき
給与等の年末調整	扶養控除、配偶者控除又は障害者控除	送金関係書類	年末調整を行うとき
	配偶者特別控除	親族関係書類及び送金関係書類	配偶者特別控除申告書を提出するとき

注 扶養控除等の対象となる親族は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族になります。

注1 「非居住者」とは

「居住者以外の個人」をいいます。「居住者」は日本国内に住所を有したは、現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人とされています。

注2 「親族関係書類」とは

次の 又は のいずれかの書類(日本語での翻訳文も必要です。)で、非居住者である親族があなたの親族であることを証するものをいいます。

戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券の写し外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等)で非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。

注3 「送金関係書類」とは

次の書類(日本語での翻訳文も必要です。)で、あなたがその年において非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにするものをいいます。

金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから非居住者の親族に支払をしたことを明らかにする書類(外国送金依頼書の控え)

クレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、非居住者の親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭をあなたから受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類(クレジットカードの利用明細書)

【主な留意事項】

知り合いの方に依頼して生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、送金関係書類がないことになり、扶養控除等の適用を受けることができません。

複数人の非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金等を行うことが必要になります。

送金関係書類については、扶養控除等の適用を受ける年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得